

意見提出者	社団法人全国地方銀行協会
-------	--------------

1. 項目	書面による納税通知等
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>国税は、国税通則法により、税務署長等が発する書類（納付書等）を郵便等により送達することとされているが、法律により電子的方法による通知が可能となっている。</p> <p>ただし、納税告知書、督促状等の処分性を有する文書については、行政機関が保有するシステムの中に設けた利用者個々のディスクエリアに通知データを記録しただけでは通知が到達したこととならず、利用者が利用者個々のディスクエリアから通知データをダウンロードしなければ通知が到達したこととならないとの理由から、電子的方法による通知がなじまないとしている。</p> <p>一方、地方税については、総務省令により電子的方法による納税通知書の交付が可能となっているが、具体的な実施方法が定められていない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	・行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第4条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>国税の納税告知書等については、ICT利活用ならびに納税者の利便性の観点から、納税者や企業が希望すれば、その責任において電子的方法で受け取ることを可能とする。</p> <p>地方税の納税通知書については、納税者の利便性向上ため、電子的方法による交付の具体的な実施方法を早急に検討すべきである。</p>